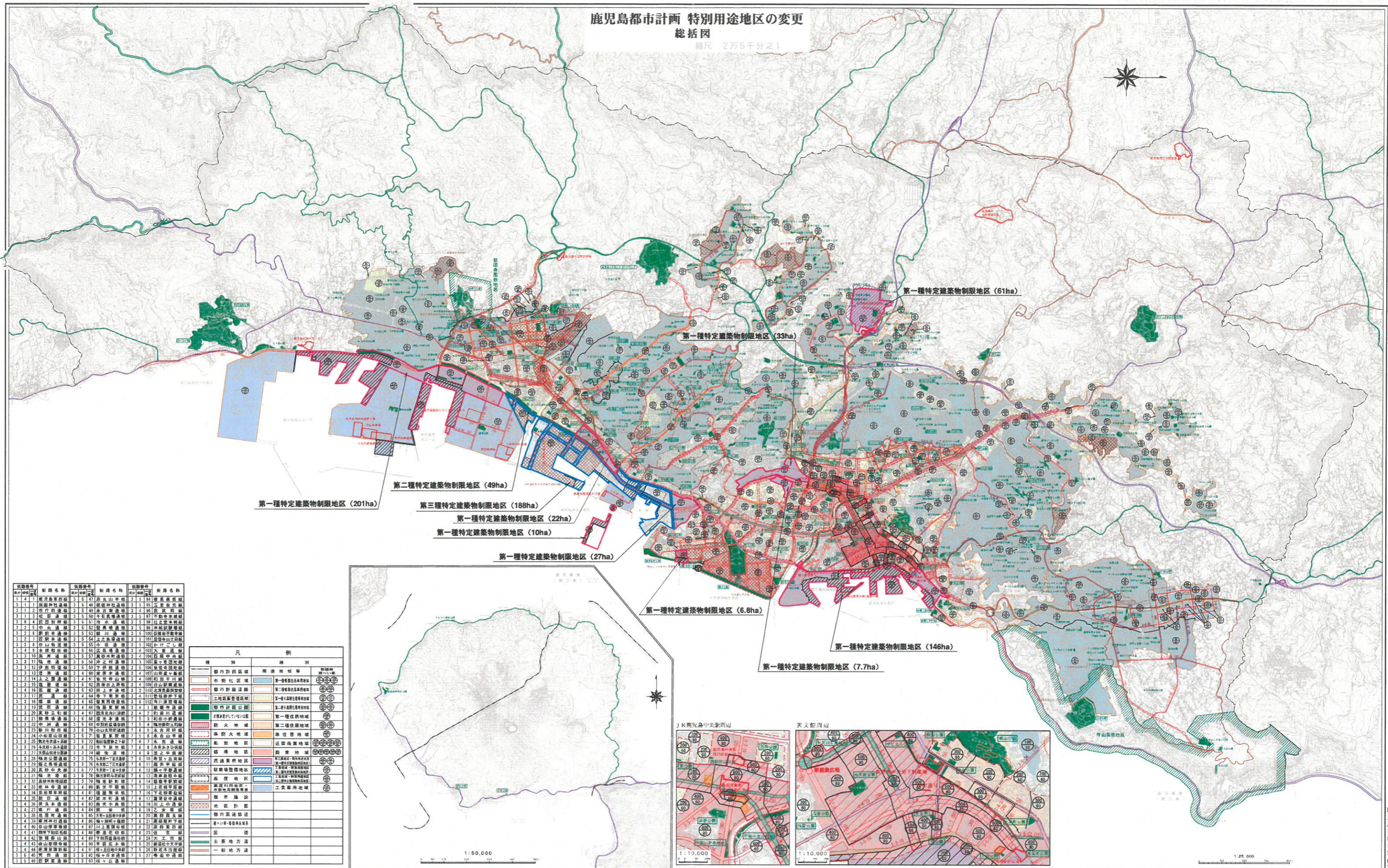


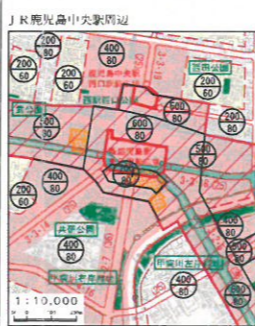
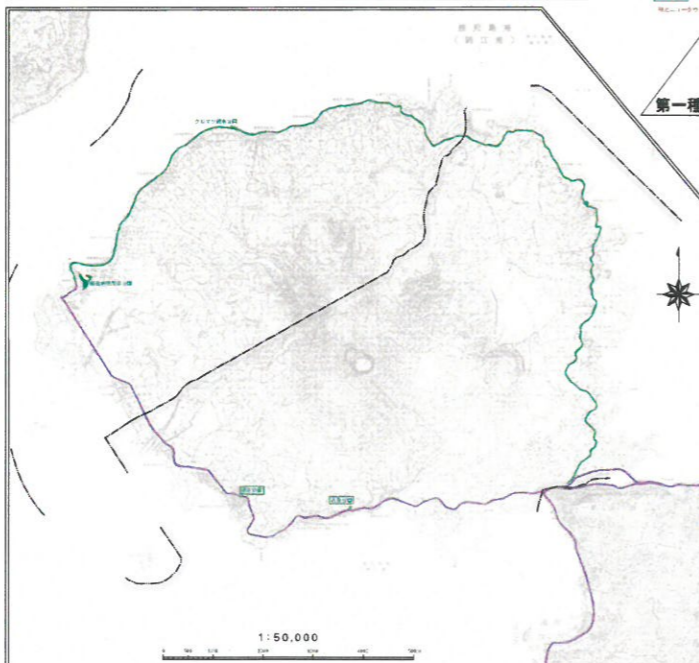
鹿児島都市計画 特別用途地区の変更
 総括図

縮尺 2万5千分の1



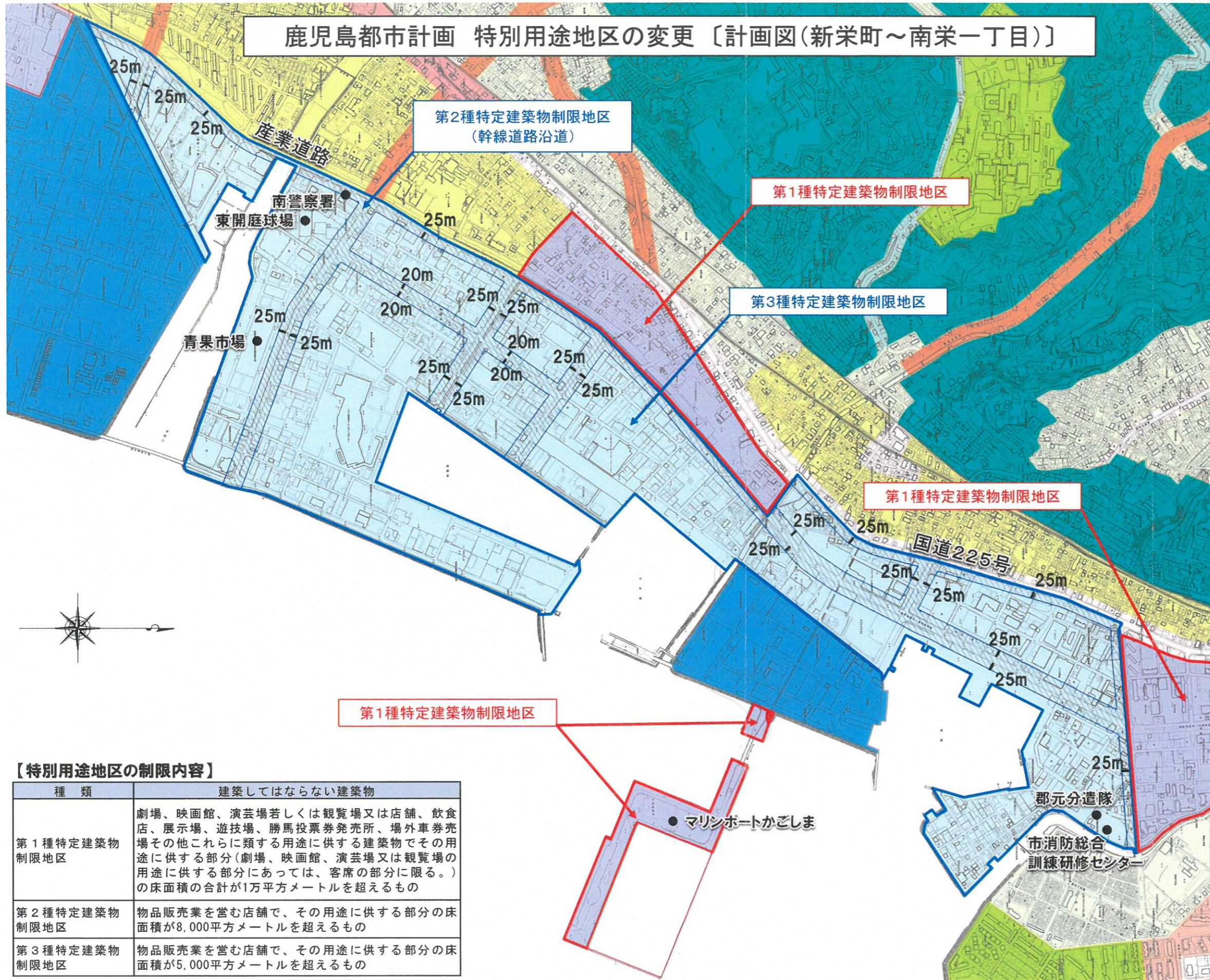
道路番号	道路名称	道路番号	道路名称	道路番号	道路名称
1 4	鹿児島西線	3 5 47	鹿児島山手線	3 5 84	鹿児島東線
1 1	高嶺線	3 5 48	鹿児島中央線	3 5 95	三原線
1 1	赤松線	3 5 49	鹿児島本線	3 5 96	三原線
1 3	赤松線	3 5 50	千五百線	3 5 97	不動線
1 4	赤松線	3 5 51	千五百線	3 5 98	不動線
2 1	中央線	3 5 52	鹿児島線	3 5 99	鹿児島線
2 2	中央線	3 5 53	鹿児島線	3 5 100	鹿児島線
2 7	鹿児島線	3 5 54	鹿児島線	3 5 101	鹿児島線
2 8	鹿児島線	3 5 55	鹿児島線	3 5 102	鹿児島線
3 1	鹿児島線	3 5 56	鹿児島線	3 5 103	鹿児島線
3 11	鹿児島線	3 5 57	鹿児島線	3 5 104	鹿児島線
3 12	伊集院線	3 5 58	伊集院線	3 5 105	伊集院線
3 13	伊集院線	3 5 59	伊集院線	3 5 106	伊集院線
3 14	伊集院線	3 5 60	伊集院線	3 5 107	伊集院線
3 15	伊集院線	3 5 61	伊集院線	3 5 108	伊集院線
3 16	伊集院線	3 5 62	伊集院線	3 5 109	伊集院線
3 17	伊集院線	3 5 63	伊集院線	3 5 110	伊集院線
3 18	伊集院線	3 5 64	伊集院線	3 5 111	伊集院線
3 19	伊集院線	3 5 65	伊集院線	3 5 112	伊集院線
3 20	伊集院線	3 5 66	伊集院線	3 5 113	伊集院線
3 21	伊集院線	3 5 67	伊集院線	3 5 114	伊集院線
3 22	伊集院線	3 5 68	伊集院線	3 5 115	伊集院線
3 23	伊集院線	3 5 69	伊集院線	3 5 116	伊集院線
3 24	伊集院線	3 5 70	伊集院線	3 5 117	伊集院線
3 25	伊集院線	3 5 71	伊集院線	3 5 118	伊集院線
3 26	伊集院線	3 5 72	伊集院線	3 5 119	伊集院線
3 27	伊集院線	3 5 73	伊集院線	3 5 120	伊集院線
3 28	伊集院線	3 5 74	伊集院線	3 5 121	伊集院線
3 29	伊集院線	3 5 75	伊集院線	3 5 122	伊集院線
3 30	伊集院線	3 5 76	伊集院線	3 5 123	伊集院線
3 31	伊集院線	3 5 77	伊集院線	3 5 124	伊集院線
3 32	伊集院線	3 5 78	伊集院線	3 5 125	伊集院線
3 33	伊集院線	3 5 79	伊集院線	3 5 126	伊集院線
3 34	伊集院線	3 5 80	伊集院線	3 5 127	伊集院線
3 35	伊集院線	3 5 81	伊集院線	3 5 128	伊集院線
3 36	伊集院線	3 5 82	伊集院線	3 5 129	伊集院線
3 37	伊集院線	3 5 83	伊集院線	3 5 130	伊集院線
3 38	伊集院線	3 5 84	伊集院線	3 5 131	伊集院線
3 39	伊集院線	3 5 85	伊集院線	3 5 132	伊集院線
3 40	伊集院線	3 5 86	伊集院線	3 5 133	伊集院線
3 41	伊集院線	3 5 87	伊集院線	3 5 134	伊集院線
3 42	伊集院線	3 5 88	伊集院線	3 5 135	伊集院線
3 43	伊集院線	3 5 89	伊集院線	3 5 136	伊集院線
3 44	伊集院線	3 5 90	伊集院線	3 5 137	伊集院線
3 45	伊集院線	3 5 91	伊集院線	3 5 138	伊集院線
3 46	伊集院線	3 5 92	伊集院線	3 5 139	伊集院線
3 47	伊集院線	3 5 93	伊集院線	3 5 140	伊集院線

凡 例	
緑色	緑地
赤色	第一種特定建築物制限地区
青色	第二種特定建築物制限地区
黄色	第三種特定建築物制限地区
茶色	第一種特定建築物制限地区
水色	第一種特定建築物制限地区
黒色	第一種特定建築物制限地区
...	...



1:25,000

鹿児島都市計画 特別用途地区の変更〔計画図(新栄町～南栄一丁目)〕



凡例

〔特別用途地区〕

- 第一種特定建築物制限地区
- 第二種特定建築物制限地区
- 第三種特定建築物制限地区

〔用途地域〕

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

〔特別用途地区の制限内容〕

種類	建築してはならない建築物
第一種特定建築物制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
第二種特定建築物制限地区	物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積が8,000平方メートルを超えるもの
第三種特定建築物制限地区	物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積が5,000平方メートルを超えるもの